とりしん 年金受給者様限定 プラチナシニア

信用金庫の公式キャラクター
信ちゃん



年金をお受取りのお客様専用の定期預金

金利をさらに上乗せ↑

年プラス **+0.30%**（税引後 0.239%）

お預入金額	1万円以上2,000万円以内
お預入期間	1年
ご利用いただける方	当金庫で公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金）、または私的年金（基金・企業年金）を受給しておられる方。 または、受給手続きを完了された方。
適用利率	お預け入れ時もしくは自動継続時の店頭表示のスーパー定期預金利率に、年0.30%（税引前）を加えた利率を約定利率として満期日まで適用いたします。 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日の普通預金利率により計算します。 ※利息には、復興特別所得税が課され20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。
その他	年金のお受け取りが確認できない場合は、継続時に「スーパー定期」（店頭表示金利）に変更させていただきます。

くわしくは裏面の商品概要説明書をご覧ください ≫≫

年金受給者様へのその他の特典！

1. 毎年お誕生日月に **記念品プレゼント**
2. 年金友の会 **旅行へのご案内**
3. 10月頃 開催 **グラウンド・ゴルフ大会**
4. 事故によるケガに備える **傷害保険のご案内**

くわしくは、最寄りの店舗またはホームページ、フリーダイヤルにてお気軽にお問い合わせください。

ふれあい 大好き
鳥取信用金庫
https://www.shinkin.co.jp/torishin/

お客さま相談窓口
0120-600-070
受付時間／9:00～17:00（ただし、土・日・祝日・振替休日・年末年始は除きます）

携帯・スマートフォンの方はこちらから ▶▶▶
とりしん 検索

2026年11月2日現在（チ一業－預－P－953）

商品概要説明書

2026年11月2日現在

商品名（愛称）		**プラチナシニア**
お預け入れいただける方		個人の方 ただし、当金庫で公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金）、または私的年金（基金・企業年金）を受給しておられる方。または、受給手続きを完了された方。
預入期間		1年
対象定期預金		スーパー定期（自由金利型定期預金M型） ※お預け入れ時のお申し出により自動継続（元金継続）のお取り扱いができます。 ＜自動継続扱いのお客さまへ＞ ●お預け入れ期間中に、継続して当金庫で年金をお受け取りいただくことで、満期日に「プラチナシニア」として自動継続させていただきます。 ●当金庫にて年金のお受け取りが確認できない場合、自動継続後は「スーパー定期」1年ものの店頭表示金利を適用させていただきます。あらかじめご了承ください。 ●満期到来後の上乗せ金利は、自動継続時点の上乗せ金利で継続されます。 ＜「スーパーシニア」からの預け入れ＞ 「スーパーシニア」を中途解約して預け入れすることはできません。ただし、自動継続定期預金で、2026年11月2日以降に満期到来する「スーパーシニア」は「プラチナシニア」へお預け入れいただくことが可能です。
預入方法等	預入方法	一括預け入れ
	預入金額	1万円以上2,000万円以内
	預入単位	1円単位
	その他	お預け入れは、当金庫で年金のお受け取りをされている店舗のうち1店舗といたします。
払戻方法		満期以後に一括して払い戻しいたします。
利息		(1)適用利率 ●お預け入れ時もしくは自動継続時の店頭表示のスーパー定期預金利率に、年0.30%（税引前）を加えた利率を約定利率として満期日まで適用いたします。 (2)利払い方法 ●満期日以後に一括してお支払いいたします。 (3)計算方法 ●付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算とします。
税金		2013年1月1日から2037年12月31日までにお受け取りになる利息には復興特別所得税が付加され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。（ただし、マル優ご利用の場合を除きます。）
付加できる特約条項		●定期預金を総合口座の担保とすることができます。 ●マル優がご利用いただけます。
中途解約時の取扱		定期預金を満期日前に解約する場合は、預入期間に応じた当金庫所定の中途解約利率を適用します。ただし、中途解約率が解約日の普通預金利率を下回る場合は、解約日の普通預金利率を適用します。
金利情報の入手方法		金利については、当金庫ホームページ（https://www.shinkin.co.jp/torishin/）または窓口にてご確認ください。
苦情処理措置		本商品に関する苦情等は、当金庫営業日に、お取引店もしくはお客さま相談窓口（9時～17時、電話：0120-260-262）までお申し出ください。
紛争解決措置		東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談窓口もしくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談窓口もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
その他参考となるべき事項		●預金保険制度の付保対象商品で、預金保険の範囲内で保護されます。 ●金利情勢によっては、上乗せ金利を見直すことがあります。 ●預入期間中に上乗せ金利が変更になった場合は、自動継続時点の上乗せ金利を適用します。 ●自動継続でない場合、満期日以降の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。

ふれあい　大好き
鳥取信用金庫
https://www.shinkin.co.jp/torishin/